

高校生になると多くの生徒たちがアルバイトをします。全日制、定時制、公立、私立、それぞれの高校での違いはありますが、高校生が職業に従事する機会も増えてきます。

1 在留資格と高校生

外国につながる生徒のなかで、日本国籍以外の生徒（外国籍の生徒）は、原則として在留資格を持っています。在留資格によっては、日本で就労ができないものがあります（「家族滞在」や「公用」、あるいは「仮放免」など）。ただし、入管で資格外活動の許可をもらえると、週28時間までの就労が認められる場合もあります。就労できない在留資格であるにもかかわらず就労した場合や、上記の生徒が週28時間までの条件を超えて就労した場合、在留資格の更新や変更が認められない場合や出身国への帰国を促される場合もありますので授業のなかで伝えることも大切です。

2 労働法の適用（平等）

外国籍であっても、日本の労働法は差別なく平等に適用されます。労働基準法、最低賃金法などは日本人と同じように適用されることをしっかり生徒に伝えましょう。労働法の適用の平等原則は、参政権や公務員受験資格における制限（国籍条項）とは異なることに注意しましょう。

3 労働法の情報へのアクセス

高校生の多くはアルバイトに従事する場合、労働法について知らないでいます。労働法は外国人のための生活情報が掲載されている自治体のホームページや施設でのパンフレットなどが、多言語で用意されているところもあります。ただそのほとんどは成人向けの内容であり、外国につながる高校生を想定した労働法のガイドブックはほとんどありません。また労働トラブルなどの相談窓口も用意されているところもあるので、できる限り多言語で対応できる相談窓口を授業で紹介することも大切です。

例：新宿多文化共生プラザ https://www.city.shinjuku.lg.jp/tabunka/file03_00015.html

東京都多文化共生プラザ <https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/useful/guide/working/04.html>

4 教材の使い方

~~労働法①「アルバイトと労働法」~~

残念ながら、NHKの映像資料にアクセスしにくくなりましたので、この教材は削除します。

労働法②「高校生アルバイトの一日」

授業ではワークショップで実施することも教育効果があります。生徒たちが店長とアルバイト店員になるロールプレイは、日本人生徒にも好評です。外国につながる生徒にも参加してもらいましょう。

労働法③「労働契約書」

アルバイトをする際には労働契約を交わします。しかしその日本語は難しいです。多くの外国につながる生徒は難解な労働契約をしっかりと確認しないまま働いています。ここでは労働契約書を確認することの大切さを学びます。どのようなことが労働契約書に書かれているのか把握しましょう。

労働法④「労働法の歴史と児童労働」「労働法の歴史」

労働法がない時代がありました。やがて労働運動や社会運動、議会での法制定などの人々の働きかけで、労働法が確立してきました。労働法の制定と労働者の保護の成り立ちに触れることで、主権者

教育にもつながります。さらに現代においてもみられる児童労働も取り上げ、SDGsの学習と関連付けながら学びを広げ、深めることも可能です。労働法と労働者の保護は国際人権条約でも重要な項目の一つです。外国につながる生徒たちが将来、日本での就労に限らず、どの国・地域でも職業生活を送るうえで学びたい大切な内容です。